

(表)

高浜市 納付書（納入済通知書）		高浜市 納付書(原符)		高浜市 領収証書																			
加入者名	高浜市会計管理者	口座記号番号		合計金額	円																		
取扱機関番号		納付番号		確認番号																			
納期限		通知書番号		納付区分																			
		年度		期別																			
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼																							
<table border="1"> <tr> <td>未納額</td><td>円</td> <td>延滞金</td><td>円</td> <td>合計金額</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td><td>円</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td> </tr> </table>						未納額	円	延滞金	円	合計金額	円	督促手数料	円										
未納額	円	延滞金	円	合計金額	円																		
督促手数料	円																						
▲ ▲ ▲ ▲ ▲ ▲																							
<p>コンビニ 収納用</p> <p>取扱代行</p>		<p>(ご注意) バーコードがないもの、あっても読み取ができないものや金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。</p>		<p>領収日付印</p>																			
						<p>高浜市保管・コンビニ本部控</p>																	
<p>納付者氏名</p>		<p>指定期限 バーコード使用期限</p>		<p>高浜市 取扱代行</p>																			
▲																							
<table border="1"> <tr> <td>未納額</td><td>円</td> <td>延滞金</td><td>円</td> <td>督促手数料</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>備考</td><td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">通知書番号</td> </tr> </table>						未納額	円	延滞金	円	督促手数料	円	備考						通知書番号					
未納額	円	延滞金	円	督促手数料	円																		
備考																							
通知書番号																							
▲																							
<table border="1"> <tr> <td>金融機関保管・コンビニ店舗控</td> <td colspan="5">納付者保管・収入印紙不要</td> </tr> </table>						金融機関保管・コンビニ店舗控	納付者保管・収入印紙不要																
金融機関保管・コンビニ店舗控	納付者保管・収入印紙不要																						
▲																							

(裏)

《滞納処分》

督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの保険料・延滞金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

《審査請求》

この督促について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表となります)、裁判所に提起することができます。

ただし、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

○この用紙は、直接機械により処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

○この保険料等を納付されるときは、本状又は先に送付した納付書により、右記「納付場所」に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ又は市役所内指定金融機関窓口へ納めてください。

○延滞金は保険料額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6%（納期限の翌日から3箇月間は、年7.3%）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合（延滞金特例基準割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（延滞金特例基準割合適用年）中においては、年14.6%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額で納めてください。ただし、法律の定めるところにより、割合等が改正される場合があります。

◎お問い合わせは 愛知県高浜市役所
TEL

《納付場所》

《納付場所》

コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリをご利用される場合、次の場合はご利用できませんのでご注意ください。

- ・指定期限が過ぎているもの
- ・合計金額が30万円を超えているもの（納付書1枚あたり）
- ・金額が訂正されているもの
- ・コンビニ収納用バーコード印刷がないもの
- ・バーコードが印字されていても、破損、汚損等により読み取りができないもの

◎お問い合わせは 愛知県高浜市役所
TEL